

## 戸籍の附票の写しの記載内容の変更について

住民基本台帳法の一部改正により、令和 4 年 1 月 11 日から戸籍の附票の写しの記載内容が変わりました。

### 1 記載事項に「生年月日」「性別」が追加されます。

氏名、住所、住所を定めた年月日に加え、生年月日、性別が追加されます。  
ただし、令和 4 年 1 月 11 日より前に戸籍から除かれた方には記載されません。

### 2 「本籍・筆頭者の氏名」の記載が原則省略されます。

改製原戸籍の附票の「本籍・筆頭者の名」の記載は原則マスキングされ  
ます。

記載が必要な方は、請求書の記入欄にチェックまたはその旨を記入してください。  
※第三者が請求する場合で、記載が必要なときは、請求書に利用目的、提出先等を  
具体的に記入してください。

### 3 「在外選挙人名簿登録情報」の記載が原則省略されます。

在外選挙人名簿に登録されている方で記載が必要な方は、請求書にその旨を記入して  
ください。  
※第三者が請求する場合で、記載が必要なときは、請求書に利用目的、提出先等を  
具体的に記入してください。